

望まない煙を吸わせないで！
たばこを吸う際は
周囲への**配慮義務**があります！

STOP！

受動喫煙



健康増進法等では、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせる
ことがないよう周囲の状況に配慮することが義務づけられています。

屋外や私有地であっても、**配慮義務**があります！

函館市保健福祉部健康増進課 tel 0138-32-1515 fax 0138-32-1526

